

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画変更認可申請（滞留水の管理に係る運転上の制限の項目に係る変更）に係る面談
2. 日時：平成 29 年 6 月 15（木）18 時 00 分～19 時 20 分
3. 場所：原子力規制庁 9 階会議室
4. 出席者
  - ・ 原子力規制庁原子力規制部  
東京電力福島第一原子力発電所事故対策室  
片岸安全審査官、三澤安全審査官、小野係員
  - ・ 東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一廃炉推進カンパニー プロジェクト計画部 担当2名
5. 要旨
  - 原子力規制庁から、実施計画変更認可申請について以下の内容を説明するよう求めた。
    - 排水完了エリア又は水位安定エリアであることを判断する際、建屋に貯留する滞留水と水位が連動していないことを確認する必要があるが、比較する滞留水の対象範囲及び確認の方法
    - 一度、水位安定エリアに貯留する滞留水であると判断した後、再び建屋に貯留する滞留水であると判断する際の条件
    - 水位安定エリアにおいて、水位変動があった場合に、当初水位安定エリアであると判断した際と同様の確認を再度行うか否かについて
  - 東京電力ホールディングス株式会社から、検討する旨の回答があった。
6. その他  
配布資料：なし